

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02179

研究課題名（和文）障害者雇用の促進に関する公共調達・入札制度の国際比較研究

研究課題名（英文）An international comparative study on public procurement and tendering system for promotion of employment of people with disabilities

研究代表者

岸 道雄（Kishi, Michio）

立命館大学・政策科学部・教授

研究者番号：20330011

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：2018年度からの研究期間全体を通じて、文献と様々なウェブサイトを通じて得られた資料・情報をベースに調査研究を行った。米国連邦政府のアビリティワン・プログラムの大規模な障害者優先調達の仕組みと実態についてかなりの程度明らかにすることができた。EUにおいては、2014年EU公共調達指令により、一定の比率以上で障害者等を雇用している事業者のみに入札参加を認めることができる留保契約や価格と質、環境および社会的要素を組み合わせた落札基準を用いた事例等を調査分析することにより、日本への示唆を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

米国やEUにおける公共調達を用いた障害者雇用の促進の仕組みと実態について明らかにし、政策的な観点からの日本への示唆を得ることができたことは非常に大きな学術的な意義があるものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：Throughout the research period from 2018, research was conducted based on the literature and the materials and information that were obtained by various websites. To a large extent, the mechanism and actual situation of the large-scale priority procurement of persons with disabilities in the AbilityOne Program in the US federal government were clarified. In EU, according to the 2014 EU Public Procurement Directive, it was made clear how reserved contracts that allow only businesses that employ persons with disabilities, etc. at a certain rate or higher to participate in bidding were, and how successful bid criteria were that combined price with quality, environmental and social factors. By conducting research and analysis on these things including cases, suggestions were obtained for Japan.

研究分野：公共経済学

キーワード：公共調達 障害者雇用 日本 EU 米国

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本において2013年4月から障害者優先調達推進法が施行された。EU諸国においては、2014年EU公共調達指令に基づき、公共調達を通じて障害者雇用を含む社会的価値の実現に取り組みつつある。米国はアビリティワン・プログラム (AbilityOne Program) に基づき、視覚障害者および重度障害者を雇用する非営利組織によって生産される物品等を連邦政府機関が公共調達を通じて購入することが行われている。このように、日本、EU、米国において公共調達を用いて障害者雇用の促進を実施してきているが、日本は実雇用率等が示していたように、それまでの取り組みが日本全体として大きな成果にはつながっていないという背景があった。

2. 研究の目的

本研究は、EU諸国、米国の公共調達を通じた障害者雇用の実態、効果および課題、先進的な取り組みが具体的にどのようなものであるか、またそうしたことについて日本と比較分析を行うことにより、日本において公共調達を通じた障害者雇用のさらなる促進がいかんして可能か、実現される雇用をどのようにして障害者の自立につながるものとするのが可能かについて明らかにすることを目的とするものである。

3. 研究の方法

文献、各種ウェブサイトから得られる資料・情報および海外出張による現地ヒアリング調査に基づき研究を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて、海外現地ヒアリング調査を断念し、文献と各種ウェブサイトから得られる資料・情報に基づき、研究を行った。

4. 研究成果

(1)2018年度

文献、各種ウェブサイトから得られる資料・情報をベースとして、主にEU諸国における公共調達を通じた障害者雇用の制度と事例および、日本の大阪府、大阪府内の複数の自治体における総合評価一般競争入札方式を用いた障害者雇用の取り組みの実態と課題について研究を行った。

EUは、2014年のEU公共調達指令 (Directive 2014/24/EU) に基づき、質、環境、社会といった価格以外の要素を評価項目に含めることを認め、社会的責任を果たす公共調達 (Socially Responsible Public Procurement) を進めている。

2014年EU公共調達指令は、2004年EU公共調達指令よりも社会的要素を考慮することをさらに重視する内容となっており、特に 留保契約 (Reserved Contracts) の要件の緩和、落札基準 (Award Criteria) の変更により示されている。

留保契約 (Reserved Contracts) の要件の緩和

2014年EU公共調達指令の20条において、「留保契約」について規定し、保護作業所と、主な目的が障害者あるいは恵まれない境遇にいる人々 (Disadvantaged Persons) を社会的、専門的に包摂することとする事業者 (Economic Operators) もしくは保護された雇用プログラムに契約を留保することができることとし、その条件として、そうした作業所、事業者、雇用プログラム従事者の少なくとも30%が障害者もしくは恵まれない境遇の人々としている。2014年EU公共調達指令の説明36 (Recital 36) によると、恵まれない境遇にいる人々 (Disadvantaged Persons) とは、たとえば、失業者、不利な境遇にいる少数派の人々、あるいは社会的に疎外された人々であるとしている。欧州において社会的正義と参加型民主主義に向けて活動している非政府組織ネットワークの Social Platform によれば、EU加盟国は、恵まれない境遇にいる人々 (Disadvantaged Persons) をより広く裁量的に解釈すべきで、各国の国内事情とニーズに合わせて社会的排除に直面しているすべてのカテゴリーに属する人々を対象とするべきであるとしている。

落札基準 (Award Criteria) の変更

2014年EU公共調達指令では、67条において「契約落札基準 (Contract Award Criteria)」を規定している。67条によると、落札基準は、最も経済的に有利な入札 (Most Economically Advantageous Tender) のみとし、その選択肢として、価格もしくは、ライフ・サイクル・コストのような費用対効果アプローチを用いた費用、公契約の内容とリンクした質的、環境、社会的側面などの基準に基づく評価を行う最善の価格・質比率 (Best Price-Quality Ratio) を含めることも可能としている。

2014年EU公共調達指令において、最も経済的に有利である入札という落札基準の中に、Best Price-Quality Ratio を明確に認めたことの意義は大きいとみられる。

日本においては、大阪府が2003年度以降、行政の福祉化の名のもとに、総合評価一般競争入札方式を清掃業務委託に適用し、障害者等の雇用の促進を行っている。また、大阪府内の複数の市においても同様の取り組みを実施しているが、評価点や評価項目の設定については幅がある。米国は日本の障害者優先調達法に基づく優先調達のあり方に一定の示唆を与えるものであり、2014年EU公共調達指令の内容は大阪府等の総合評価一般競争入札方式と共通する部分がある。

(2) 2019 年度

日本の地方自治体における公共調達を通じた障害者雇用促進の取り組みを調査しつつ、特に米国の障害者優先調達の仕組みであるアビリティワン・プログラム (AbilityOne Program) について、入手可能な文献および各ウェブサイトからの資料に基づき、詳細な調査分析を実施した。

1938年にワグナー・オデイ法 (Wagner-O'Day Act) が制定され、全ての連邦政府機関が、視覚障害者が働く非営利作業所の製品であるモップやほうきなどを購入することとした。その後この法律は改正されて重度障害者にも適用拡大され、さらに2006年にアビリティワン・プログラムに名称変更され、購入対象物品・サービスも多様化され、現在に至っている。

2017年度(2016年10月~2017年9月)におけるアビリティワン・プログラムからの連邦政府の調達額は、約33億ドル(約3,672億円)となっている。予算規模、調達構造やその他の諸要因の違いを考慮する必要があるが、日本の国等の組織(中央省庁と独立行政法人等)による2016年度の障害者就労施設等からの優先調達額は、約18億5761万円となっており、調達規模は大きく異なっている。また、アビリティワン・プログラムにより、2017年度において約45,000人の視覚障害者あるいは重度障害者の雇用につながっているとのことであった。

米国のアビリティワン・プログラムに関して、これまで学術的な先行研究がほぼ存在しない中、本研究成果は一定の学術的意義があるものと考えられる。ただし、2020年2月下旬から3月上旬に予定していた米国アビリティワン委員会、アビリティワン・プログラムの障害者優先調達における2つの主要な非営利組織である、National Industries for the Blind (NIB)とSourceAmericaを訪れての現地ヒアリング調査は、日本と米国における新型コロナウイルス感染拡大を受けて断念せざるを得なかった。

(3) 2020 年度

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて、予定していたヨーロッパ諸国での現地ヒアリング調査は実施することができなかったが、文献や各種ウェブサイトを通じて得られた資料・情報を基に、特にオランダのソーシャル・リターンに着目して研究を行った。

オランダのヴァーヘニンゲン市においては、5万ユーロを超えるすべての入札においてソーシャル・リターンを含めることを義務付けており、受注企業は、ヴァーヘニンゲン市が発注する公契約の金額の5%を使用して失業者あるいは労働市場から距離がある人々を雇用することを求められている。ヴァーヘニンゲン市におけるソーシャル・リターンの適用の仕方に関して、いくつかのオプションがある。たとえば、契約要件の中に予め含めることで、契約金額の5%を失業者あるいは労働市場から距離がある人々を雇うこととするというものである。この要件の実施計画については、受注企業が選定された後にヴァーヘニンゲン市と合意することが可能としている。別の方法としては、ソーシャル・リターンのアイデアを要求するというもので、入札者はどのようにソーシャル・リターンを実施するかについての提案が求められる。この提案は選定基準に含まれる必要はなく、受注者が決定した後で、詳細についてヴァーヘニンゲン市と協同で詰めていくというものである。これは日本の公募型プロポーザル方式にやや似ているが、選定基準に含めず、事業者選定後に発注者側と協同してソーシャル・リターンの内容を定めるという点が興味深い。ヴァーヘニンゲン市はソーシャル・リターンの利点として、ソーシャル・リターンが社会福祉給付を削減し、長期失業者が給与の支払いがある職を得るチャンスを高めるということを挙げている。

こうしたオランダの公共調達における障害者等の雇用や就労訓練の仕組みであるソーシャル・リターンから今後の日本において検討に値すると考えられることは、業務委託等の公契約において業務の遂行とともに障害者をはじめとする就職困難者へのOJTや研修を組み込むことである。

(4) まとめ

本研究課題は、研究計画最終年度前年度応募および採択により、2020年度で廃止となった。2018年度からの研究期間全体を通じて、新型コロナウイルスの世界的感染拡大の影響を受けて、米国およびヨーロッパでの現地ヒアリング調査は実施できなかったが、文献と各種ウェブサイトから得られた資料・情報をベースに調査研究を行い、今後の日本における公共調達を通じた障害者雇用の促進に資すると考えられる一定の成果を得ることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 岸 道雄	4. 巻 第10号
2. 論文標題 EU 諸国における社会的責任を考慮した公共調達の実現 留保契約とオランダのソーシャル・リターンを中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 地域情報研究	6. 最初と最後の頁 91, 103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岸 道雄	4. 巻 27巻3号
2. 論文標題 米国アビリティワン・プログラムによる障害者優先調達の仕組みと現状	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 政策科学	6. 最初と最後の頁 301, 315
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岸 道雄	4. 巻 8
2. 論文標題 地方自治体の公共調達における社会的価値を考慮した総合評価方式に関する一考察 - 障害者雇用に焦点を当てて -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地域情報研究	6. 最初と最後の頁 1, 16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 岸 道雄
2. 発表標題 持続可能な開発目標「SDGs」の視点から見た契約制度
3. 学会等名 20周年エル・チャレンジセミナー
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岸 道雄
2. 発表標題 公共調達を通じた障害者雇用促進策の現状と課題－欧州の取り組みを踏まえて－
3. 学会等名 第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岸 道雄
2. 発表標題 公共調達における社会的価値とは～欧・米の事例を中心に～
3. 学会等名 第5回ソーシャルファームジャパンサミット in 大阪
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岸 道雄
2. 発表標題 公共調達における社会的価値の意義とコストの必要性について
3. 学会等名 第10回ビルメン社会貢献セミナー（主催：一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合） （招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岸 道雄
2. 発表標題 優先調達の効果の見える化について
3. 学会等名 大阪府平成30年度第2回工賃向上計画の推進に関する専門委員会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

立命館大学 研究者学術情報データベース 政策科学部 岸 道雄
<http://research-db.ritsumei.ac.jp/Profiles/26/0002523/profile.html>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------